

入 札 公 告

下記不動産について、次のとおり一般競争入札（市有地売却）を行うので、川西市契約規則（昭和 49 年規則第 15 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

記

1 入札に付する事項

(1) 物件番号 7-1

土地	川西市平野三丁目 593-1	山林	339.83㎡
	川西市平野三丁目 593-6	雑種地	30.00㎡
	川西市平野三丁目 832	畑	46.90㎡
	川西市平野三丁目 833	山林	62.26㎡

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の事項に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 法人税、所得税、固定資産税、法人市民税、住民税を滞納している者
- (5) 川西市暴力団排除に関する条例（平成 24 年川西市条例第 5 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者

3 入札参加申込等

(1) 申込書を持参する場合

入札参加申込書・入札参加資格証（ともに実印を押印のこと）に必要事項をもれなく記入し、下記の添付書類を揃えて申込受付期間内に提出すること。

(2) 申込書を郵送する場合

入札参加申込書・入札参加資格証（ともに実印を押印のこと）に必要事項をもれなく記入し、下記の添付書類を同封のうえ、必ず簡易書留で郵送すること。その際、必ず 140 円切手を貼った返信用封筒を同封すること。受付後、市が入札参加資格証と納付書を郵送する。

- (3) 代理人が開札に立会する場合は立会委任状及び受任者本人であることが確認できるもの（社員証・運転免許証など）を開札当日に持参すること。

(4) 添付書類

個人の場合⇒印鑑登録証明書1通(共有で申請する場合は全員の分)

住民票1通(共有で申請する場合は全員の分)

納税証明書各1通(所得税・税務署様式その3の2、住民税と固定資産税)

法人の場合⇒印鑑証明書1通(共有で申請する場合は全法人の分)・当該法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)1通(共有で申請する場合は全法人の分)

納税証明書各1通(法人税・税務署様式その3の3、法人市民税と固定資産税)

※ 証明書類は申込日の3カ月以内に発行されたもの

※ 納税証明書は最新年度のもの

(5) 期間 令和7年9月16日(火)から令和7年10月7日(火)

まで(土・日・祝日除く)

郵送の場合は10月7日(火)必着とし、それ以降に到着したものは受付できない。

(6) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から12時45分までを除く)

(7) 場所 川西市都市政策部資産活用課

4 開札執行の日時及び場所(※立会は任意)

(1) 日時 令和7年10月23日(木)午前10時から

(2) 場所 川西市役所 地下1階 B01会議室

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札者は、令和7年10月16日(木)までに入札保証金を納入すること。

(2) 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上(1円未満切上げ)の額を納入すること。

(3) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後に指定の銀行口座へ振込みにより還付する。

(4) 返還する入札保証金には、利息は付さない。

(5) 入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当する。

6 入札方法について

(1) 入札方法は、郵送のみです。必ず所定の封筒による簡易書留で郵送すること。

(2) 期間 令和7年10月8日(水)から令和7年10月17日(金)まで

令和7年10月17日(金)必着とし、それ以降に到達したものは受付できない。

(3) 郵送先 〒666-8501 川西市中央町12-1

川西市都市政策部資産活用課 (川西市役所5階4番)

7 入札の無効、変更

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・入札参加資格のない者がした入札
- ・指定した日時までに到達しなかった入札
- ・所定の入札書によらない入札

- ・入札保証金を納入していない者の入札
 - ・入札金額が最低売却価格未満の額の入札
 - ・入札保証金が入札金額の5%未満の額の入札
 - ・入札者の記名押印がない入札
 - ・一般競争入札参加申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
 - ・入札者が1人で同一物件に2通以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ・入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - ・入札金額を訂正した入札
 - ・入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - ・その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは中止することがある。
- また、入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期、又は中止することがある。

8 用途の規制

- (1) 落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供することができない。
- (2) 落札物件を川西市暴力団排除に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供することができない。

9 その他

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行う。必ず、各自で事前に現地確認をすること。
- (2) 物件調書の「その他特記事項」に、売却条件を記載しているので、遵守すること。不明な点は、事前に川西市都市政策部資産活用課に確認すること。
- (3) 土地売買契約には、落札物件を用途の規制に違反した場合の買戻し特約を付帯する。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とする。
- (5) 落札者は、売買契約締結後、売買物件の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約の内容に適合しない事由があっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。